

令和8年

第1回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和8年1月14日

閉会：令和8年1月14日

福岡県東峰村議会

令和8年 第1回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和8年1月14日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和8年1月14日 9時30分
議長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和8年1月14日 10時25分
議長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番			8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

9名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村長	眞田秀樹	副村長	野口善規
教育長	繩田淳一		
総務企画課長	樋口修一	ふるさと推進課長	岩橋俊典
農林建設課長	田嶋一洋	災害対策室長	前田光輝
住民福祉課長	梶原孝司	教育課長	國松直美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	坂本浩志		

村長提出議案の題目

議案第1号	工事請負契約の締結について
議案第2号	令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）
同意第1号	東峰村監査委員の選任について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）

2番 樋口朗議員 . 3番 佐々木孝議員

第1回 東峰村議会臨時会会議録

令和8年1月14日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和8年 第1回東峰村議会臨時会議事日程

令和8年1月14日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 議案第 1号 工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 2号 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）

日程第 7 同意第 1号 東峰村監査委員の選任について

開会	
議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達していますので、令和8年第1回東峰村議会臨時会を開会します。 (9時30分)</p>
開議	
議長	それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。
日程第1	
議長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 2番 樋口朗議員、3番 佐々木孝議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1月14日の1日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>会期は、本日1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求める 村長</p>
村長	<p>皆様、改めましておはようございます。</p> <p>本日、ここに、令和8年第1回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日ごろから村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につき、ご理解をいただき深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、昨年10月に高市内閣が発足し、11月には21.3兆円の経済対策が閣議決定され、物価高対策に取り組むことが示されました。</p> <p>本臨時会においてはですね、この決定を受けた村の物価高対策等が主な議題となっております。物価高騰に苦労されている皆様に、できるだけ広く、早く手を差し伸べられるように考えておりますので、皆様のご審議をお願いするものであります。</p> <p>併せて、食卓応援事業として、お米3合、シイタケカレー2袋、岩屋味噌600g、醤油360mlを全村民に1セットずつ配布を行う準備ができまして、明日15日から地区担当職員総出で、概ね1週間を目標に皆様のお手元にお届けすることとしております。</p> <p>それでは、本臨時会に執行部から提案しております、議案等について説明を申し上げます。</p> <p>本臨時会には、契約の締結について1件、補正予算について1件、同意について1件、計3件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p>

	<p>議案第1号、工事請負契約の締結につきましては、東峰村保健福祉センター避難所機能強化整備工事の契約にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>議案第2号、令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれに7,763万4千円を追加し、歳入歳出総額を45億8,884万7千円とするものです。</p> <p>歳出では、2款企画振興対策費500万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業6,688万9千円、村議会議員選挙費49万9千円、子育て応援手当事業として、3款児童福祉費に524万6千円、合計7,763万4千円を計上しています。</p> <p>歳入では、重点支援地方交付金など国庫補助金7,029万1千円、基金繰入金734万3千円をそれぞれ計上しております。</p> <p>同意第2号、東峰村監査委員の選任につきましては、東峰村監査委員について室井富美子氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご議決賜りますようにお願い申し上げまして、私の提案理由の説明といたします。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 議案第1号「工事請負契約の締結について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	<p>2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号「工事請負契約の締結について」</p> <p>東峰村保健福祉センター避難所機能強化整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和8年1月14日提出、村長名でございます。</p> <p>1 契約の目的 東峰村保健福祉センター避難所機能強化整備工事 2 契約の方法 指名競争入札 3 契約の金額 1億1,220万円（消費税込み） 4 契約の相手方 株式会社 水明 代表取締役 杉野慎也 大分県日田市清河寺町1033番地1</p> <p>備考でございます。</p> <p>工期 令和8年3月31日まで</p> <p>工事の場所 東峰村保健福祉センター 朝倉郡東峰村大字宝珠山6431番地1</p> <p>工事の概要 空調室内機等の更新、ガスヒートポンプ6台、電気ヒートポンプ11台、パッケージエアコン5台、ルームエアコン11台 自家発電機の新設、1基（定格出力は、三相200Vで100KVA、単相100Vで67KVA）でございます。</p> <p>なお、工期につきましては、令和8年3月31日までとしておりますが、事業の規模を踏まえ、繰り越しにより7月の完成を予定しております。</p> <p>空調につきましては、避難施設としての機能を考慮し、6月までに完了する計画でございます。</p> <p>発電機については、製作期間を見込み、7月の完成を目標に工事を進めてまいります。以上でございます。</p>

議長	これより質疑、討論、採決を行います。 議案第1号「工事請負契約の締結について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結します。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第1号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議長	日程第6 議案第2号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」を議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	議案の3ページをお願いいたします。 併せて、お手元のほうにですね、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の資料もお配りさせていただいておりますので、そちらの資料も併用しまして説明させていただきたいたいと思います。よろしくお願ひいたします。 議案第2号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,763万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,884万7千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。 令和8年1月14日提出、東峰村長名でございます。 4ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入、11款2項国庫補助金、補正額7,029万1千円の増額補正です。15款2項基金繰入金、734万3千円の増額補正です。 補正合計7,763万4千円、補正後の額45億8,884万7千円でございます。 5ページをお願いいたします。 歳出でございます。 2款1項総務管理費、補正額7,188万9千円の増額補正、4項選舉費49万9千円の増額補正、3款2項児童福祉費524万6千円の増額補正。 補正合計7,763万4千円、補正後の額45億8,884万7千円でございます。 細目でございます。8ページをお願いいたします。 2、歳入、11款2項1目、総務費国庫補助金、補正額6,504万5千円。 細節としまして、22節250万円、地域公共交通再構築事業、岩屋駅の改修設計費の社交金の補助でございます。歳出としましては、2款1項6目でございます。

	<p>その下26節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6, 254万5千円。歳出としましては、2款1項35目でございます。</p> <p>11款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金としまして、物価高対応子育て応援手当国庫補助金524万6千円の補正でございます。歳出としましては、3款2項1目でございます。</p> <p>その下でございます。15款2項1目財政調整基金繰入金484万3千円。その下でございます。12目施設改修等基金繰入金250万円の補正でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>3の歳出でございます。</p> <p>2款1項6目企画振興対策費、500万円の補正。細節としましては委託料、こちら岩屋駅改修工事の実施設計の委託料でございます。</p> <p>2款1項35目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、補正額6, 688万9千円。</p> <p>細目としまして、11節の役務費、こちら資料のほうの番号等で細目を言いたいと思いますが、3番の③でございます。振込手数料の14万2千円、並びに郵送費の8万7千円、合わせまして22万9千円。</p> <p>その下でございますが、12節委託料208万9千円、こちらのほうが委託料としまして5番の3の事務委託料100万円、それからシステム改修費としまして1番の③、22万円、並びに3番の③、86万9千円、合わせて108万9千円、合計しまして208万9千円。</p> <p>その下でございます。18節の負担金補助及び交付金3, 489万1千円。</p> <p>説明としましては、補助金としまして1番の③でございますが、558万円、それから、2番の③でございますが、700万円、4番の③でございますが、331万1千円、並びに5番の③でございます。1, 000万円。6番の③で690万円、7番の③で210万円、合計しまして3, 489万1千円でございます。</p> <p>その下でございます。19節扶助費2, 968万円、説明としましては、扶助費で3番の③でございます。一般の2, 768万円と加算分の200万円、合計で2, 968万円でございます。</p> <p>その下、2款4項7目村議会議員選挙費、49万9千円の増額補正でございます。</p> <p>細節としましては、3節職員手当、一般職員の2名分の時間外手当分として41万円、それから、その下でございますが、8節の旅費でございます。選舉管理委員会の4名分の費用弁償としまして1万2千円。その下でございます。需用費7万7千円、横断幕等の消耗品の購入費でございます。</p> <p>総務企画課からは、以上でございます。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>同じく9ページをお願いいたします。</p> <p>3款2項1目児童福祉費、これは、国の物価高対応子育て応援手当として、対象児童一人当たり2万円を給付するための補正分でございます。</p> <p>10節需用費、補正額1万円、消耗品費でございます。</p> <p>その下でございます。11節役務費2万6千円、これは郵送料、振込手数料でございます。</p> <p>その下でございます。12節委託料99万円、これはシステム改修費でございます。</p> <p>その下でございます。19節扶助費422万円、内訳としまして、一般支給対象者分につきましては、178人に対し一人当たり2万円を支給するため、支給額は356万円でございます。公務員支給対象者分につきましては、33人に対し一人当たり2万円を支給するため、支給額は66万円でございます。</p>

	<p>支給の方法について補足いたします。一般支給対象の方につきましては、村において児童手当の振込口座情報を把握しておりますので、申請手続きを行うことなくプッシュ型により支給いたします。</p> <p>一方、公務員支給対象者の方については、児童手当は通常所属機関から支給されるため、村では口座情報等を把握しておりません。今回の子育て応援手当は村が支給主体となることから申請が必要となります。申請書は各所属機関の人事給与担当から配布されますのでも、村への申請をもって支給いたします。</p> <p>なお、先日の全員協議会の中では役場職員分として計上、ご説明しておりましたが、村内居住公務員分として訂正いたします。</p> <p>支給時期は3月末を予定しておりますが、システム改修の状況を見ながら、可能な限り早期に支給できるよう取り組んでまいります。以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第2号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」について、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 樋口朗議員</p>
2 番	<p>予算書9ページの2款1項6目企画振興対策費、委託料500万円です。これは、説明がありましたように、岩屋駅改修の設計委託料だと説明がありました。</p> <p>ただ、これが令和8年度にですね、駅舎が改築して、アロマラボを設置するということで、そのアロマラボ関連についてご質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>3駅整備事業の住民説明は、約2年前の令和6年2月に大行司駅、宝珠山駅、筑前岩屋駅の説明がありました。そして岩屋地区では、令和7年2月19日出前村長室で、筑前岩屋駅整備についての説明や質疑が行われています。</p> <p>その時の資料に、駅前整備の計画はありますが、アロマラボの図面はありません。広報紙4月号に掲載されている議事録にもアロマの話は一切ありません。</p> <p>去る1月7日の全員協議会終了後に、私は、岩屋地区の住民数人に、岩屋駅を改修しアロマラボになることを知っていますかと尋ねたところ、だれ一人知りませんでした。</p> <p>岩屋駅舎は岩屋地区の方々が長い間毎年清掃活動を実施しています。また、沿線のツツジも地元の方々の長年の剪定、草刈りの実施で美しい景観を保ち、ツツジの名所になっています。このような歴史を考えれば、今回のアロマラボの計画を議員より先に地元に説明し、質疑を経て、賛同を得る必要があったと思います。</p> <p>実施設計委託料500万円を議決した後に地元で説明しても、岩屋駅を改修することが決定された後なので、地元が軽視されたと思われるのではないかでしょうか。アロマラボを設置するための改修に反対する人もおられるかもしれません。しかし、議決された後ではどうにもなりません。</p> <p>また、3駅事業は、2年前に配布した図面から変わったところもあり、他の地区でも行政懇談会などで説明が必要だったと思います。アロマラボ設置について、村はどのように地元、岩屋地区や他の地区に説明していくのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>アロマ事業の関連というか、岩屋駅の改修の設計、それが全員協議会の中でアロマラボの関係の改修の場所をですね、造るという話でご説明を申し上げたところでございます。</p> <p>先ほど縷々議員さんのほうから時系列等のご説明、合わせて質問がございました。</p> <p>アロマの関係につきましては、元々基本構想、基本計画の中では、宝珠山駅の事業振興の中の一つのコアとして想定をして、その中で計画をお示しをしたところでございました。宝珠山駅の中身の改修の実現の中で、飲食を扱う部分にアロマというのは、ちょ</p>

	<p>っと匂い的にもそぐわないのではないかという事情の中で、また、アロマについては水と非常に親和性が高い、元々東峰村は水というか湧水ですね、の里でございましたので、その水をですね、イメージして、そこが宝珠山駅という形で、当初は行っていたところでございます。</p> <p>その中のいきさつで、宝珠山駅から岩屋駅のほう、岩屋のほうが最も岩屋湧水の直結できる場所でございますので、岩屋駅のほうに変更になったという部分については、もう議員さん方にもご説明を申し上げたところでございます。</p> <p>それが、宝珠山駅の改修の実現が進んだ後でございましたので、それの整理等を行う中で、昨年の9月に地元の説明、駅舎の改修を含めてですね、説明と協議を行ったところでございます。</p> <p>その中で、概ね反対の意見は出ませんでした。そして、ただ竹、岩屋、栗松、岩屋駅を利用されている方についてのご意見等もですね、踏まえた中での説明をしていただきたいという部分で、これについては、しっかりと地元にあわせて岩屋駅の改修、岩屋駅の魅力アップ、岩屋湧水、水ですね、ブランド化、ブランディングの戦略、そういった部分をしっかりと説明をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>同じことで3問までは質問させていただきたいと思います。</p> <p>アロマ事業のですね、水利権について質問をいたします。</p> <p>アロマコンサルタントのミライアロマが推奨する本村製作所のアロマ蒸留装置のカタログには、冷却水が1時間当たり1. 2 m³と記載されています。</p> <p>アロマ製造時間を1日4時間から8時間だとすると、冷却水は1日4. 8 m³から9. 6 m³になります。岩屋湧水は1日15, 000 m³だと聞いていますので、アロマの冷却水に使用しても量的には全く問題はありません。</p> <p>しかし法律的には、水利権は昔からの水利権者に相談し、同意していただくことが必要だと規定しています。これは、水を使う量よりも用途の種類が重視され、1日10 m³程度のわずかな利用であっても、手続きは必要ということだと思います。</p> <p>特に工業利用は、農業用水や飲料用水よりも優先順位が低く、既存権利者の同意なしに第三者が利用すると無許可取水に該当する可能性があるとのことです。</p> <p>岩屋湧水の第1水利権者は農業用水組合で、第2水利権者は簡易水道ではないでしょうか。</p> <p>農業用水は歴史的経緯から地域の合意が必要ですし、簡易水道は住民の生活用水なので、宝珠山地域のほぼすべての住民が水利権者とも理解できます。</p> <p>説明が長くなりましたが、アロマ蒸留装置を設置するために岩屋駅を改修するための実施設計委託料500万円が計上されていますが、その前に水利権の承諾手続き等を済ましておくことが必要ではないでしょうか。村は用水組合や簡易水道利用者の承諾を得ているのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>理論立て的に、事業のために水を利用する。それは、そのまま水利権というのは、基本的に、取った水をその水利権者を超えて水利を流したりする時に発生するものというふうに理解はしていたんですが、今、議員さんが言われる法律的な事項について、本来そういう縛りがあるのであれば、至急ご教示をいただきたいと思います。</p> <p>自分の解釈、水利権の解釈がですね、おかしいのであれば、その旨を今、ご説明を詳しくいただければというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	そういったのはですね、実施主体である村が調査、判断すべきだと思います。私たち

	<p>が言うべきものではない。</p> <p>私もかなり調査してですね、質問をしたところでございますので、そこ辺は実施主体である村がですね、広く調査をする、弁護士さんとも協議して。</p> <p>それで問題なればですね、それはいいんですけど、私が調査したのは、そういうた水利権が発生する。それは量の多寡ではなくて、その使用の種類ですね、そこで該当するというふうに、私の調査した判断では、感じでは載ってましたので、今日質問させていただいたところでございます。</p> <p>最後の質問です。</p> <p>アロマ事業が、ふるさと村が実施することを前提に話が進んでいるようですが、株主総会でも説明があつていませんし、取締役会が開催されたとは聞いていません。</p> <p>ですから、個人株主への説明があつっていない状態です。村の持ち株数が圧倒的なので法的には問題ないかもしませんが、株主の感情としては、軽視されたと思われても仕方がないのではないかと思うか。そんな説明なしでは株主の協力を得られないのではないかと思うか。社長である村長は、株主にどのように説明していくのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>説明の中でいろんな事業について、村の基幹となる振興策でございますので、ふるさと村さんと一緒に、事業について研修をしたり会議に参加していただいたらはしております。</p> <p>ただ、流れといたしましては、やはり岩屋駅については指定管理という形になるというふうに想定しておりますので、その時の話になると思っております。</p> <p>自分の中では、社長としての立場であれば、役員会の中でですね、今協議を行っていて、その方針に基づいて、今、事前の調査や研究、一緒にそういった部分を行っているということで、ご理解いただきたいというふうに思っております。</p> <p>最終的には、やはり事業の、なんですかね、変更までは行かないんですけど、事業の追加にはなりますので、株主総会等にですね、諮る必要はあるものというふうには理解はしております。以上です。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>物価高騰の事業メニューについて、これ全員協議会の時に担当課長には尋ねましたので、村長のほうにその考え方をお尋ねしたいと思います。</p> <p>この事業のメニューの6番と7番です。</p> <p>これ事業費の使い方みたいな感じに受けてしまったんですが、これが出て来た考え方というのを、村の考え方というのを村長に尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>メニューの中の6番、水稻収穫、乾燥調製の支援の補助金、また、土づくりの支援の補助金、これについてはですね、元々村としては、この何年前だったですかね、こういう地方創生の臨時交付金のメニューの中から始まったといういきさつはございます。</p> <p>その事業の継続性、また、農業の持続、継続をどうしていくかという判断の中で、この交付金の事業が無くなってしまっても、やはり農業者に対する支援というものは必要であるという形で、一般財源においても継続するという判断をしていましたところでございます。</p> <p>ただ、基本的な考えといたしましては、やはり一般財源を使うか、何をするかという部分において、やっぱりこういうメニュー、事業目的が示された中で、あらゆる財源の検討はもちろんするわけでございます。</p> <p>やっぱり一番有利な財源を使わせていただいて、最も事業効果を図りながら事業を進めていくという形で、判断をさせていただいているところでございます。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	先ほどの樋口議員の質問に戻って申し訳ないんですけども、9ページの2款1項6目

	<p>企画振興対策費についてです。1点お伺いしたいところがございます。</p> <p>今回、岩屋駅の改修ということで、これまでにこの事業を用いては宝珠山駅の改修であったり、平成29年災に戻ると大行司駅も改修を行っております。大行司駅の改修については、朝倉市の団体のほうからの寄付もあって、できたものかとも思いますけれども、大行司駅に関しては未だ常設的な利活用というところには至っておりません。</p> <p>宝珠山駅に関しても完成はしたものの、なかなか運用までに時間を要してしまったという経緯がございます。</p> <p>今回、岩屋駅においては、先ほど樋口議員はアロマの話も申し上げたかと思いますけれども、これから設計を行って改修工事にあたる。それから、工事完了後活用が始まつていくかと思います。</p> <p>どういうふうに村は、この駅舎を活用していくかというところについてのスケジュールと村の思いについて、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>岩屋駅に限らず3駅の振興、日田彦山線沿線地域振興の中の取り組みで、駅について、筑前岩屋駅、大行司駅、宝珠山駅、それぞれのテーマに基づいて振興策を図るという部分については、従前からですね、説明を申し上げたところでございます。</p> <p>その中で、やっぱり筑前岩屋駅については、水をテーマとした産業の振興という形の中で、様々な検討を行ってきたという経過で、宝珠山駅について先ほどご指摘がございました。やっぱり事業開始までに相当の時間を要したことについては、事務上の部分等を含めてですね、大変申し訳なかったというふうには思っておりますが、今、グランドオープンいたしまして、どうにかですね、しっかりとやっていたいしているところでございます。</p> <p>筑前岩屋駅の駅舎、また駅前の整備についての部分で、駅舎についてというよりも最初からですね、振興計画の駅の中で水を活かす、また地域の資源を活かすという部分の中で、アロマの蒸留器の提案というか情報がございまして、実際にその機械を見に行つた時に、ものすごく効率的にできる。人の技術的なものも求められないというわけではございません。ある程度の技術が必要なんですけど、やっぱり機械のほうでしっかりと品質の製品ができる。これが水との親和性も高い、湧水という部分とアロマのブランディングの力、あとは筑前岩屋という場所においての水の魅力の醸成と申しますか、その部分ですね、すべてがマッチングをしたというふうに捉えておりまして、その中でなんですかね、アロマの駅、ちょっと極端な言い方ではあるんですけど、やっぱり駅でアロマを作る、トンネルの湧水からアロマを作るという部分をやっぱり差別化、やっぱり他に抜きんでて魅力のある商品を作るという形の中で、今、検討を行っている部分でございますので、村としてもしっかりとその部分について実現をし、実際には工房という形、事業者については工房になるか工房によらないになるかという部分については、まだこれからですね、今一緒に検討を行っている事業所等と協議は行なっていますが、これについては、スケジュール的には来年度いっぱいぐらいまでに改修を終了、機器についても購入を行う中で、今、試作品とかですね、そういった村内での需要について、公共施設に置いて使ってみるとか、そういった部分を本年度終盤、もうちょっととしてですね、行うことにしておりますので、来年度中に事業化、事業計画をしっかり作った上で、再来年度からはですね、しっかりと色んな形の村の資源を活用しながら商品化を進めしていくという形で、村としてはですね、計画をしているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	ハード整備に補助金等々が付くというところで、どうしてもハード先行という形にならざるを得ない部分はあるかと思いますけれども、やはりそれが特産品、村の価値とな

	<p>つていくにあたっては、やはりやっていく方々、運営、経営していく方々ありきの形じゃないと、なかなか形は、箱は造っても中が長続きしないというパターンは、本当にどこの市町村でもあり得ている話ですので、しっかりと煮詰めていただきたいなと思います。</p> <p>すみません、物価高対策のほうにちょっと質問移りたいんですけれども。まず細かいところ1点だけお尋ねしたいと思います。</p> <p>この推奨事業メニュー分の、この表のほうでお尋ねしたいんですけども。</p> <p>全員協議会で1点お尋ねしたんですけども、5番のプレミアム付商品券事業のほうで、30%分のプレミアムで、今回予算は20%分しか付いてないんですけども、残りの10%分、確か県のほうからの分を充当したいということだったんですが、その辺のスケジュールどういうふうにこの事業費に充てられるんでしょうか。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>このプレミアム商品券につきましては、事業主体は商工会ということになりますので、県の分、こちらの10%のほうは商工会のほうが申請をして、補助のほうを受けるという流れになっております。</p> <p>ですので議決後ですね、今後商工会のほうが県のほうやシステム関係のですね、日程等を決めましてですね、スケジュール等を組んで行っていくというような流れになっておりますので、村としては、その上乗せ分の20%、こちらのほうをですね、今回の補正のほうで手当てをする、計上させていただいたというところになります。以上です。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>最後に、ちょっと全般的なこの物価高騰についてのお尋ねです。</p> <p>先日、福岡県の赤村が住民1人に対して3万円ということで、もうそれに限った支援メニューを打ち出されました。</p> <p>それはそれで、すごい思い切った策だなと思っておりましたが、東峰村においては従来どおりバランスを持った事業メニュー化をされております。</p> <p>ちょっとセンセーショナル的にどんどん、どんどん報道にも出たので村民の方も記憶にあるかなと思います。赤村の支援策なんですか?</p> <p>東峰村がなぜ、このバランス型を重視するのか、なぜ、要は均等に住民に交付するというのを選ばずにバランスを持った形にしたのか、最後考え方について答弁をお願いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>バランス型と申しますか、これがですね、物価高騰対策また消費喚起とかですね、様々な個人の対策また事業所の対策、農業者とかですね、そういった部分の対策、子ども・子育て世代への対策、様々な効果があると思っております。</p> <p>元々がここ数回のこの交付金については、現金給付というものが消費に回るかという部分の課題の中で、できなかった。今回現金給付ができるという形のお示しがあった中で、ただ現金を、これを全額使って配るところに、どれぐらいのちょっと波及効果があるのかという部分、ちょっとよその村の話をしても何ですけど、ちょっとすごい思い切ったことやるなという感覚は持った、自分は持ったところでございますが。</p> <p>やはりそういった様々な分野への波及効果を考える中で、1点集中と申しますか、ちょっと現金給付自体については、できるだけ消費やそういった部分にも波及してほしいという村の考え方、思いもありましたので、ちょっと抑制的と申しますか、色んなバランスの中でこの数字と申しますか、交付の事業をですね、考慮させていただいたというところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p>

	ご意見はありませんか。 2番 樋口朗議員
2 番	<p>補正予算に反対です。</p> <p>内容は、9ページの2款1項6目企画振興対策費、12節実施設計委託料500万円だけが反対で、それ以外は賛成ですが、同じ予算書内ですので反対せざるを得ません。</p> <p>反対の理由は、第1に、アロマ事業が単独で将来採算がプラスになるとは思えません。1,500万円かけてこれからボイラーとかアロマ蒸留器等を設置します。岩屋駅もガラス張りになって、アロマラボの内容が見えるようにというふうに書いています。恐らくうまくいかなかったら、そこが廃墟になってしまいのではないかと危惧しております。</p> <p>第2は、岩屋地区をはじめ、村民の理解が全くアロマラボについて進んでいないということです。</p> <p>第3に、先ほども言いましたように、ふるさと村の株主として、会社がアロマ事業をすることに反対ということです。</p> <p>以上で、反対の理由を終わります。</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第2号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」を、お諮りいたします。</p> <p>賛成の方は、挙手でお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 同意第1号「東峰村監査委員の選任について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>10ページをお願いいたします。</p> <p>同意第1号「東峰村監査委員の選任について」</p> <p>地方自治法第196条第1項の規定により、次の者を東峰村監査委員として選任することについて議会の同意を求める。</p> <p>令和8年1月14日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1 氏名 室井富美子 2 現住所 朝倉郡東峰村大字宝珠山5023番地 3 生年月日 昭和32年12月28日 4 任期 令和8年2月1日から4年間</p> <p>提案理由、東峰村監査委員本田治美氏の辞職により、新たに室井富美子氏を東峰村監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>次のページに略歴書を付けておりますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>同意第1号「東峰村監査委員の選任について」の質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。

	<p>これから討論を行います。 ご意見はありますか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第1号「東峰村監査委員の選任について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定されました。</p>
閉会	
議長 村長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があつてあります。これを許可いたします。 村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。 本日、令和8年第1回東峰村議会臨時会を開催いたしまして、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。 議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でございます。 さて、日田彦山線沿線地域振興事業として整備をしております乗合タクシーの水戸岡銳治氏デザインのラッピングバスの整備ができ、いよいよ2月の11日から走り始める事となります。11日には宝珠山駅で出発式を行います。 また、2月の23日には、昨年度実施をし好評だったキッズバイクレースが、今年は東峰学園、いぶき館の駐車場で開催をされます。 また、3年目になりますエアー（AIR : Artist In Residence）事業も3月1日に添田町のオーフホールで九州交響楽団の皆さんと、村に滞在した3名の作曲家によるコンサートが開催されます。チラシ等でご案内をいたしますので、皆様のたくさんのご来場をお願いしたいというふうに思っているところでございます。 さらに2月の22日ではございますが、いづみ館において農林業振興大会を開催いたします。今後の農業の持続また振興、有害鳥獣対策など様々な農業を取り巻く状況について、皆さんと共有ができる貴重な機会でございますので、多目的ホールで立ち見が出るぐらいのご来場をですね、期待しているところでございます。 まだまだ厳しい寒さが続きますが、議員各位におかれましても健康に留意されまして、さらにご活躍をいただきますようにお願い申し上げまして、閉会のごあいさついたします。今日はお疲れ様でございました。</p>
議長	<p>これをもちまして、令和8年第1回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (10時25分)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

議 員

議 員